

## 第3回(仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議 会議録

1. 日時 平成21年8月26日(水)午前9時30分～午前11時15分
2. 場所 大和市保健福祉センター5階 501会議室
3. 出席状況 (1)委員9名(今井委員、大久保委員、藏委員、杉下委員、高田委員、伏見委員、三好委員、山口委員、米屋委員)  
(2)事務局4名(文化スポーツ部長、文化振興課長ほか2名)  
(3)傍聴0名

### 4. 審議又は検討経過及び結果

#### (1) 開会

#### (2) 会長あいさつ

#### (3) 条文内容の検討について(資料1、資料2)

- ・事務局から説明。
- ・委員から質疑

##### 第1条(目的)について

- ・委員意見なし

##### 第2条(基本理念)について

委員：「すべての市民が文化芸術に親しむ」ことは賛成であるが、その後の「環境をつくる」というのは、環境をつくり放しにならないような補足が必要と思う。

委員：「環境をつくる」という表現の中に、守り育てるという意味も含んでいると思う。

委員：「環境をつくる」に関連して、芸術文化ホールが出来たら、その管理運営に関する事などは、条例とは別に規則に明記された運営委員会などによって具現化していくのか。

事務局：ホールなど文化芸術に関する施設が出来たときには、運営会議のような組織を立ち上げて、運営の仕方について話し合っていくことになると思う。

委員：詳細な事項を基本理念に盛り込む必要はないということか。

事務局：運営方法等の細かい内容を基本理念に盛り込む必要はないと思う。第4条において、市の役割として「環境の整備を図る」という言葉を盛り込んでいるが、内容としては情報の提供や話し合いの場の設置、施設整備、団体への支援など様々なものがある。しかし、基本的な考え方を示す条例では、詳細な文言を盛り込むのは難しく、条例制定後の基本計画などでの対応になると思う。

委員：第2条にある「環境」のイメージはまだ定まっておらず、実は幅広い意味に捉えられている。「すべての市民が」というと寝たきりの高齢者までも含み、そこにおける「環境の整備」とはホール建設とはまったく意味合いが違って来る。「文化権」については、「環境権」とよく比較され、「環境」に関しては公害問題など訴訟が多く、PPMなど環境を守るための基準や目安が確立されているので、環境を守ることのイメージが捉えやすい。しかし、文化権を守るための基準がまだ出来ていないので、文化権を守ることのイメージが捉えにくいのだと思う。本当は、「文化権を保障する」という文言が理想だが、まずは一人ひとりの意識の中に確立していくこと自体に大きな意味があると思うので、現状では資料にある条文の文言でいいと思う。

##### 第3条(市民の役割)について

- ・委員意見なし

#### 第4条（市の役割）について

委員：第2項の文化芸術の「発信」について、この言葉は積極的な行為として、あちこちの自治体でも使われているが、ともすると最終的な派手な発表の機会だけを想定して使われていることが多い。しかし、文化芸術の「発信」とはそのような行為に限定しない方がいいと考える。例えば、こういう人がいるということを伝えることや、こういう活動があるということをみんなが知ることにも「発信」という意味があるので、発表だけに偏る傾向が他の自治体に多く見受けられる中、大和市としてはどのような度合いを考えているのか確認したい。

事務局：危惧されるような、あまり大仰な意味の発信をイメージしたものではない。第3条の「市民の役割」に「文化芸術の継承、創造及び発信」を盛り込んで、それと対になるように第4条にも同様の文言にしている。この考えは、いろいろな文化芸術活動がある中で、展示会や発表会を行う団体もあれば、サークルとして自分たちの枠の中で活動している団体もあるが、それらを次の世代に繋いでいくことも「発信」だということ。ただ、活動されている方々に「発信」という意識を持っていて欲しいという思いはある。なるべく自分たちだけで抱え込むのではなく、機会があれば次の世代に引き継いだり、外に広めていくという意識を持っていてもらいたい。そのことが文化芸術を継承していくことに繋がっていくのだと考えている。

事務局：補足だが、市としては、文化芸術活動は個別の活動が主体となっていて、横の繋がりが極めて少ないと捉えている。そのため、市の役割としては、これまでの個々に対する支援だけでなく、横の繋がりを深められるような支援も進める必要があると考えている。市の役割としての「発信」には、そのような考えも含んでいる。

会長：「発信」という言葉だけが独り歩きしないように、文化振興担当内での継承を図るようにしてもらいたい。

事務局：資料1中の点線で囲った部分がもう少し整理されてくると、この条例の逐条解説として耐えうる内容になると思う。市で制定する条例は、必ず逐条解説を設けて公表することになっているので、「発信」の解釈については逐条解説に盛り込むようにしたいと思う。

委員：第3項に「文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等」とあるが、この順番はこれでいいのか。

事務局：順番として、個人、民間企業、公共、という順番にして、その公共部分については、形式上、上位である国から先に挙げ、次に県、「等」には近隣市町村を意味するようにして並べているが、確かなものが無いので、確認する。

#### 第5条（子どものための施策推進）について

会長：前回の会議で「市だけが子どものための施策を進める」のでは無い。地域や家庭など大人と一緒に取組むものだという意見があったが、そのとおりの条文として読めるかどうか。

委員：「理解を深める」から「親しむ」という柔らかな表現になったことで、「みんなで」という雰囲気を感じられるようになった。

#### 第6条（多文化共生のための施策推進）について

・委員意見なし

#### 第7条（文化芸術振興基本計画）について

・委員意見なし

#### 第8条（文化芸術振興審議会）について

・委員意見なし

#### 第9条（顕彰）について

委員：「もの」の中には個人だけでなく、団体も対象となるのか。

事務局：条文の解釈として、一般的に「者」は個人を指し、「もの」は個人と団体を指すとしている。  
当条例では「もの」を使って、団体も含むとしている。

委員：この顕彰を審査するのはどこが行うのか。

事務局：まだはっきりとは決まっていないが、当条例で設置される審議会に担ってもらおう考えである。  
第8条の第2項に「市長の諮問に応じ(て)」とあるので、市長から候補者について諮問又は意見を求めるようにして、審議会の中で受賞者を絞っていただこうと考えている。

委員：第6条に外国文化についての記載があるが、顕彰においては外国人を対象にするのか。

事務局：顕彰の対象は「市民」になる。本市は「市民」の範囲を在住だけでなく、在勤、在学、さらには活動されている方など広く捉えており、そこには外国人という仕切りは無い。外国人を「外国人市民」として区別する場合もあるが、同じ市民として顕彰の対象になると考えている。

#### 第10条（委任）について

- ・委員意見なし

#### 附則について

- ・委員意見なし

#### 条例を活かすための運営について（自由意見）

委員：第6条に関連するが、藤沢市がフロリダのマイアミ市と姉妹都市を結んでいる。文化芸術活動をしている藤沢市民をマイアミ市に派遣したり、マイアミ市の小学生を藤沢市が受け入れたりと、文化交流を積極的に進めている。小学生の絵画などでは、マイアミの海の描き方と湘南の海の描き方に色使いや表現の仕方に差異があったり、両国の文化の違いを感じることができた。絵や音楽や映像などの文化は国境を越えて交流が出来ると思うので、姉妹都市をきっかけにして、子どもたちの交流も推進することができる。敢えて条例には謳わなくても行政が意識して推進することで、発展させていくことが可能と思う。

事務局：予定では11月に韓国の光明市と姉妹都市提携を締結する。まだ民間レベルでは盛んではなく、サッカーなど一部のスポーツ交流が進められている状態だが、国際交流の部署とは同じ部なので、今後連携して、文化交流という面を意識して取り組んでいければと考えている。

委員：市内では文化活動が盛んに行われているが、それぞれがバラバラに行っている状態なので、市を中心に、もっとまとまりを持って全体で大きなイベントなどを行って文化を盛り上げていくことが活性化につながると思う。

会長：当条例が市民の自主性、創造性、多様性をねらいにしているのはわかるが、行政がその言葉に縛られて、市民の活動を傍観するようだと思ってしまう。個々の活動を自主的だからと踏み込まないと個々の活動は自己の範囲だけに終始してしまう。全体を俯瞰して、「発信」手法を行政がリードすることで、文化芸術の「発展」に繋がるのではと思う。現在の活動をうまくコーディネートして、さらに発展させていくためには行政の手腕が必要だと感じている。さらに、地域に伝わる伝統文化の継承を考える必要があると思う。市内各地に伝えられている無形文化財などの後継者不足を聞くことがあるが、これらは民俗学的にも意義深いものがあったりするので、自主性や多様性に一步踏み込んだ行政の主導性が求められると思う。

委員：先日、神社の秋祭りに行く機会があり、地域の各家庭によって行燈がつくられたり、神社の総代会や子どもたちによって太鼓と鉦と笛などによる演奏などが行われ、また地域ごとに子どもたちに伝えられていた。そのように続けていくことが地域文化であるし、地域文化を育てる

ことだと思ふ。

会長：例えば、境川沿いに伝わる「一つ目小僧伝説」がある。12月8日に一つ目小僧が訪ねてくる。各家を見て回り、玄関が散らかっていたり家族仲が悪いと、一つ目小僧がメモに書き、帰りがけに道祖神などにメモを預けていく。すると、その家には大厄が起きるといふ生活を戒めるための言い伝えがある。住民はそれを避けるために目がたくさんあって一つ目小僧が嫌がる目籠を玄関に置いたり、道祖神をどんと焼きにいれたりするなどの風習がある。このような子どものしつけに関する地域の言い伝えなどは実は数多くあり、残すべきものや伝えるべきものはフォローしないと、今の時代は伝わらないと危惧する。

委員：先ほど話に出た「発信」について、今で言うならば「ネットワーク」を意味すると思う。一方的に頼るのではなく互いに支援する機能が求められる。市の力は大きいと思うので、当条例を制定したら近隣市など外へ簡単なメッセージを発信することも必要である。今後の国際交流においては、知らせるための発信が、子どもたちにとって互いに異なる文化を知る良い機会になると思う。そのような“気づき”がこれから文化振興を盛り上げるための起爆剤になり得るはずである。また、光明市と姉妹都市を結んだら、HPに当条例をハングル語で見られるようにすると良いと思う。

委員：子どもに関する施策を進めるにあたって、各地域の子ども会が子どもの数の減少によって立ち行かなくなっていることを危惧している。どこかが主体的に進める必要があると思うので、子ども会を活かす方策を検討すべきだと思う。また、厚木基地に関わる人に日本の文化を伝えていくことも大事だと思う。

委員：大和市の行政組織の中で「文化」と名のつく組織が出来たのは初めてではないか。

事務局：以前、企画部内に「文化室」という課相当の組織があったが、「行政の文化化」というのが一時ブームになった時期で、「文化芸術」とは少し違った意味での“文化”行政であった。

委員：行政が初めて文化に目を向けてくれたことが大変嬉しい。市議会議員にも文化に関心を持ってもらいたいが、中々行事に来てくれない。地域のお祭りにも参加しているが、毎年子どもの参加者が減ってきている。青年部と称して50歳代や60歳代がお祭りを支えている状態だ。子どもに文化芸術への親しみを持ってもらいたい。音楽会でも展覧会でも、生の文化芸術を親子で見れる機会をつくりたいと思っている。

委員：絵の展覧会に行くと、この絵はどんな人が描いたのかと思うことがある。そこで、絵の隣に作者の写真を飾るといいと思う。写真を見た子どもが、「あっ！近所のおじさんだあ。」ということになれば、より一層、絵に対する親しみが湧くと思う。そういうのが地域で子どもを支援していくことだ。

委員：今後、展覧会では、子どもたちに対して生の絵を前にして説明をしようと考えている。そのことによって、絵を身近に感じ、好きになってもらえたらと願っている。

委員：この条例の制定によって、現在の個人や団体による文化芸術活動の後押しになると期待している。

委員：絵や写真などの他に、唄や踊りやお囃子など無形文化財を若い世代に引き継ぐことは大事だと思う。若い人向けにインターネット・ギャラリーなどを設けて、絵が見れたり、歌や太鼓の音なども聞けるようにすると良いと思う。設置は市が行い、管理や運営などは協議会を立ち上げて民間組織に任せると良いと思う。

委員：市で「文化情報ニュース」のようなものを出してもらいたい。この条例が出来たことをお知らせするのも良いと思う。形はどんなものでもいいから、文化に関する広報PRができるのが良い。

委員：全てを市が担っていくのは難しいと思う。お金もかかるので、運営や管理などは、できれば市民レベルで進められるように考えていく必要があると思う。

委員：人々の交流を進めるためには、立ち話ができる程度でもいいから、人が集まる場所があればいいと思う。ホールでなくてもいいし、道の駅のような何か野菜でも売っている場所でもいいから、人が集まって交流できる場所をつくり、まちおこしをみんなで取り組んでいけるようなところがあるといいと思う。

委員：最近、「文化資源」という捉え方がある。これまで話にでた「伝承」も文化資源であり、子どもたちのために活動することも文化資源として貴重な要素と考えるものである。大和市内にどのような文化資源があるかピックアップするのもいいと思う。目黒区では、芸術文化プランの策定において、『文化縁』の形成を通じた芸術文化の振興」を目標に掲げた。文化縁とは、地域コミュニティが希薄になる中で、文化芸術活動をきっかけにした人々の新しい結びつきの中で、この文化縁によって、人々の芸術文化活動をさらに活発化させて、豊かな地域社会の実現につなげようとするものである。また、岐阜県の可児市には、市民がホール建設を目標に30年ほど積み立てたお金によって出来たホールがあり、このホールの中に、地元の文化芸術団体が自主管理している部屋がある。そこは登録制でコピーや事務作業をしながら、団体同士が知り合い、交流することのできる空間になっている。いずれにも共通するのは子どもたちに文化芸術を通じて良い体験をさせたいという願いであり、さらに、新しい文化を介したつながりを生み出していってほしいと思う。

委員：条例が制定され、審議会が出来たら是非お願いしたいことがある。大和市内にある伝承文化財のリストアップをお願いしたい。古くから伝わる文化を知ること、それに参加するきっかけが生まれると思うので、審議会では是非取り組んでいただきたい。

会長：文化芸術に関する各委員の気持ちが凝縮されたと思うので、これらを参考に施策を推進していただきたい。

#### (4) その他(資料3)

- ・事務局から説明。(パブリックコメントの公開についての報告、文化祭についてのお知らせ等)
- ・第4回の検討会議の日程は、9月29日(火)15時00分からで確認された。

#### (6) 閉会